資料１

厚岸町教育大綱

（案）

平成２９年１０月

厚　岸　町

厚岸町教育大綱

Ⅰ　厚岸町教育大綱の位置づけ

厚岸町教育大綱（以下「大綱」という）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第１条の３に基づき、本町の教育行政を推進するための指針となるものであり、まちづくりや教育の振興に関する基本的な方針及び講ずべき施策について示した「第５期厚岸町総合計画　後期行動計画」（平成２７年３月策定）をもとに定めるものです。

この大綱は、町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議、調整した上で策定するものです。

Ⅱ　大綱の実施期間

大綱の実施期間は、平成３０年度～３１年度までの２年間としますが、今後の社会情勢等の動向等を踏まえ、適宜改定するものとします。

Ⅲ　厚岸町が目指す教育

今日、少子高齢化や情報化、グローバル化の急速な進展に加え、人工知能やＩＣＴの普及が学び方や働き方、生活の仕方を大きく変化させるとともに、人間関係の希薄化も招いています。こうした中、国は、次代を見据えた教育の在り方を検討し、学習指導要領の改訂をはじめ様々な改革を進めています。

本町においても、「まちづくりはひとづくり」の観点から、児童生徒に、社会的・職業的に自立した人間として社会の変化に主体的に対応できる力や、他者と積極的に関わりながら人や社会と共に生きていく豊かな人間性や社会性を育む必要があります。そのためには、学校、家庭、地域、関係機関が連携して、児童生徒の学力・体力の向上や心の教育の充実を図ることが重要です。

本町の未来を担う児童生徒が、自らの夢や希望の実現に向かって生き生きと学ぶことができる学校教育の充実と、町民生活に潤いと活力を生み出すための文化・スポーツの振興に向けた取組を推進していきます。

Ⅳ　具体的な３つの基本指針

１　自らの夢や希望を実現する力を育む教育の充実

２　安心・安全で質の高い教育環境の充実

３　生涯学習の充実と文化・スポーツ活動の振興

基本指針１　自らの夢や希望を実現する力を育む教育の充実

教育の役割は、児童生徒が夢や希望をもって自分の未来を切り拓いて生きていくために必要な資質・能力を育むことにあります。
このため、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、「確かな学力」「豊かな心」「健康な体」をバランスよく育み、児童生徒が自らの夢や希望を実現する力を育む教育を推進します。

○体験的、協働的、主体的な活動を通して、「確かな学力」「豊かな心」「健康な体」を育む教育を推進します。
○他者や社会と関わる活動を通して、豊かな人間性や社会性を育む教育を推進します。
○キャリア教育、福祉に関する教育などを通して、自分や社会の在り方を考える教育を推進します。
○児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行う特別支援教育を推進します。
○地域の教育資源を積極的に活用し、児童生徒のふるさと意識を高める教育を推進します。
○教職員の資質・能力の向上と開かれた学校づくりを通して、信頼される学校づくりを推進します。

基本指針２　安心・安全で質の高い教育環境の充実

次代を担う児童生徒を育成するためには、安心・安全な教育環境と併せて、社会の変化に対応できる資質・能力を育む教育を充実させる必要があります。
このため、町が有する教育施設や設備の安全かつ効果的な運用・管理に努めるとともに、児童生徒のものの見方・考え方・行い方を深め、広げる、質の高い教育環境の充実に努めます。

○防犯・防災・安全教育の充実及び教育施設・設備の安全管理に努めます。
○安全で安心な給食の提供とともに、地産地消による食育を推進します。
○学校・家庭・地域・関係機関の連携を進め、まち全体で子どもを育てる教育環境を整えます。
○児童生徒に多様で幅広い学びを提供するＩＣＴ環境の充実に努めます。
○知識を広げ、豊かな情操を育む学校図書館や情報館の有効活用に努めます。
○地元高校の通学助成に加え、魅力ある高校づくりに向けた支援に努めます。
○幼児の教育・保育と密接に連携し、小学校への円滑な移行に努めます。

基本指針３　生涯学習の充実と文化・スポーツ活動の振興

町民が心身ともに健やかで生きがいのある生活を送るためには、生涯を通じて学ぶ環境、文化やスポーツに親しむ環境、そして、それらの成果を生かせる環境が必要です。
このため、町民だれもが豊かに学び、優れた文化に触れ、手軽にスポーツを楽しむ環境の整備・充実を図るとともに、効果的な事業の推進に努めます。

○町民だれもが生涯にわたって学び続けることができる環境づくりを推進します。
○地域に根ざした芸術・文化活動を推進するとともに、優れた芸術・文化に触れる機会を提供します。
○郷土の歴史を伝える文化財の保護・保存とともに、その有効活用に努めます。
○町民だれもが健康で豊かな生活を営むための生涯スポーツを促進します。

「厚岸町教育大綱（案）」新旧比較表

《旧》　現行（平成２７年度～２９年度）	《新》　策定案（平成３０年度～３１年度）	解　　説
Ⅰ　厚岸町教育大綱の位置づけ 厚岸町教育大綱（以下「大綱」という。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第１条の３に基づき、本町の教育行政を推進するための指針となるものであり、まちづくりや教育の振興に関する基本的な方針及び講ずべき施策について示した「第５期厚岸町総合計画　後期行動計画」（平成２７年３月策定）をもとに定めるものです。 この大綱は、町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議、調整した上で策定するものです。	Ⅰ　厚岸町教育大綱の位置づけ 厚岸町教育大綱（以下「大綱」という。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第１条の３に基づき、本町の教育行政を推進するための指針となるものであり、まちづくりや教育の振興に関する基本的な方針及び講ずべき施策について示した「第５期厚岸町総合計画　後期行動計画」（平成２７年３月策定）をもとに定めるものです。 この大綱は、町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議、調整した上で策定するものです。	**改訂にあたって** 大きく５点の内容を検証して改訂している。 1 社会情勢及び国の動向 2 第5期総合計画 後期行動計画との整合性 3 町長5期目の重点施策 4 教育委員会の事務の管理及び執行状況に係る点検・評価の結果 5 現行の大綱及び教育行政執行方針の継続性
Ⅱ　大綱の実施期間 大綱の実施期間は、平成２７年度～２９年度までの３年間としますが、今後の社会情勢等の動向等を踏まえ、適宜改訂するものとします。	Ⅱ　大綱の実施期間 大綱の実施期間は、平成３０年度～３１年度までの２年間としますが、今後の社会情勢等の動向等を踏まえ、適宜改訂するものとします。	実施期間については、第５期厚岸町総合計画後期行動計画の期間とする。
Ⅲ　厚岸町が目指す教育 今日、少子高齢化や情報化、グローバル化の進展など社会環境の急速な変化に伴い、子ども達の規範意識や倫理観の低下、人間関係の希薄化に伴う社会性の未発達さなどが全国的な教育課題となっています。こうした中、国は、次代を見据えた教育の実行に向けて、「自立、協働、創造」をキーワードに抜本的な教育改革を急速に進めています。 本町で育つ子ども達には、これらの社会情勢の変化に対応し、自らの未来を切り拓いて生きていくための基礎的な力を身に付けさせなければなりません。 そのためには、学校、家庭、地域、関係機関が連携して、児童生徒の学力・体力の向上や心の教育の充実を図る必要があります。 本町の未来を担う児童生徒が、自らの夢や希望の実現に向かって生き生きと学ぶことができる学校教育の充実と、町民生活に潤いと活力を生み出すための文化・スポーツの振興に向けた取組を推進していきます。	Ⅲ　厚岸町が目指す教育 今日、少子高齢化や情報化、グローバル化の急速な進展に加え、人工知能やＩＣＴの普及が学び方や働き方、生活の仕方を大きく変化させるとともに、人間関係の希薄化も招いています。こうした中、国は、次代を見据えた教育の在り方を検討し、学習指導要領の改訂をはじめ様々な改革を進めています。 本町においても、「まちづくりはひとづくり」の観点から、児童生徒に、社会的・職業的に自立した人間として社会の変化に主体的に対応できる力や、他者と積極的に関わりながら人や社会と共に生きていく豊かな人間性や社会性を育む必要があります。そのためには、学校、家庭、地域、関係機関が連携して、児童生徒の学力・体力の向上や心の教育の充実を図ることが重要です。 本町の未来を担う児童生徒が、自らの夢や希望の実現に向かって生き生きと学ぶことができる学校教育の充実と、町民生活に潤いと活力を生み出すための文化・スポーツの振興に向けた取組を推進していきます。	社会の変化や国の動き、さらには学習指導要領の移行期間が小学校が平成30年度から中学校が平成31年度となることへの対応を図る。また、本町が目指す教育の実現のための視点及び教育行政の基本姿勢を示した。
Ⅳ　具体的な３つの基本指針 １　自らの夢や希望を実現する教育の充実	Ⅳ　具体的な３つの基本指針 １　自らの夢や希望を実現する力を育む教育の充実	現行の基本方針につい

2　安心・安全な教育環境の整備と支援の充実 3　生涯学習の充実と文化・スポーツ活動の振興	2　安心・安全で質の高い教育環境の充実 3　生涯学習の充実と文化・スポーツ活動の振興	ては、教育振興基本計画の４つの基本的方向性をふまえて策定したが、概ね継承した内容となっている。
基本指針１　自らの夢や希望を実現する教育の充実	基本指針１　自らの夢や希望を実現する力を育む教育の充実	資質・能力の育成を強調した。
教育の役割は、子ども達が夢や希望をもち、自分の未来を切り拓いて生きていけるよう、基礎的・基本的な力を身に付けさせることにあります。 このため、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、「確かな学力」「健康な体」「豊かな心」をバランスよく育み、児童生徒が自らの夢や希望を実現する教育を進めます。	教育の役割は、児童生徒が夢や希望をもって自分の未来を切り拓いて生きていくために必要な資質・能力を育むことにあります。 このため、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、「確かな学力」「豊かな心」「健康な体」をバランスよく育み、児童生徒が自らの夢や希望を実現する力を育む教育を推進します。	
○進んで学び、共に学び合う活動を通して、「確かな学力」「健康な体」を身に付ける教育を推進します。 ○規範意識や思いやりの心の育成を通して、豊かな人間性や社会性を育む教育を推進します。	○体験的、協働的、主体的な活動を通して、「確かな学力」「豊かな心」「健康な体」を育む教育を推進します。 ○他者や社会と関わる活動を通して、豊かな人間性や社会性を育む教育を推進します。	自立した社会人として生きていくために必要な資質・能力を育む教育の推進
○教職員の資質・能力と組織力の向上を通して、信頼される学校づくりを推進します。	○キャリア教育、福祉に関する教育などを通して、自分や社会の在り方を考える教育を推進します。 ○児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行う特別支援教育を推進します。	夢や希望を育む教育の推進
○防災教育、ふるさと教育、環境教育など、地域の教育資源を活用した特色ある教育を推進します。	○地域の教育資源を積極的に活用し、児童生徒のふるさと意識を高める教育を推進します。	ふるさと教育（本町の歴史や文化を学ぶ）の積極的活用を推進
○他者や社会との関わりの中で自己確立を図り、自らの夢や希望を実現する教育を推進します。 ○児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行う特別支援教育を推進します。	○教職員の資質・能力の向上と開かれた学校づくりを通して、信頼される学校づくりを推進します。	上記の教育の実現を目指すため教職員の能力の向上と学校づくりを推進
基本指針２　安心・安全な教育環境の整備と支援の充実	基本指針２　安心・安全で質の高い教育環境の充実	教育環境の質を追求する。
子ども達に対し健やかな成長を促すためには、安心して学べる場と同時に安全な教育環境の整備が大切です。 このため、町が有する教育施設や設備等をより効果的に活用するとともに、社会の変化に対応した教育施設や設備を計画的に整備して、安心・安全で質の高い教育環境の充実を図ります。	次代を担う児童生徒を育成するためには、安心・安全な教育環境と併せて、社会の変化に対応できる資質・能力育む教育を充実させる必要があります。 このため、町が有する教育施設や設備の安全かつ効果的な運用・管理に努めるとともに、児童生徒のものの見方・考え方・行い方を深め、広げる、質の高い教育環境の充実に努めます。	安心・安全な教育環境の充実と変化に対応する力を育む教育環境の充実に努める。
	○防犯・防災・安全教育の充実及び教育施設・設備の安全管理に努めます。	安全教育と安全環境に

		努める。
○安全で安心な給食の提供とともに、地産地消による食育を推進します。	○安全で安心な給食の提供とともに、地産地消による食育を推進します。	
○教育施設・設備の充実に努めるとともに、廃校舎の有効な利活用を図ります。	○学校・家庭・地域・関係機関の連携を進め、まち全体で子どもを育てる教育環境を整えます。	コミュニティー・スクール（地域住民が学校運営に参画し、学校を応援する仕組み）の設置と活用
○良好で質の高い学びを実現するＩＣＴ教育の充実に努めます。	○児童生徒に多様で幅広い学びを提供するＩＣＴ環境の充実に努めます。	タブレットをはじめとするパソコン等の機器の教育効果の検証と導入検討
○豊かな学びを広げる学校図書館や情報館を活用した教育の充実に努めます。	○知識を広げ、豊かな情操を育む学校図書館や情報館の有効活用に努めます。	学校司書の配置の検討
○地元高校の通学助成や学校施設整備の充実支援に向け、関係機関に働きかけます。	○地元高校の通学助成に加え、魅力ある高校づくりに向けた支援に努めます。	翔洋高校との連携を強化し、特色ある教育課程を広く周知する。
○幼児の教育・保育の充実を図るとともに、小学校への円滑な移行に努めます。	○幼児の教育・保育と密接に連携し、小学校への円滑な移行に努めます。	
基本指針３　生涯学習の充実と文化・スポーツ活動の振興	基本指針３　生涯学習の充実と文化・スポーツ活動の振興	
町民が心豊かで生きがいのある生活を送るためには、生涯を通じて積極的に学び、その成果を生かせる環境が必要です。 このため、町民だれもが豊かに学び、文化やスポーツを楽しむ環境を整えるとともに、地域を担う人材の育成を支援するために、効果的な事業の推進に努めます。	町民が心身ともに健やかで生きがいのある生活を送るためには、生涯を通じて学ぶ環境、文化やスポーツに親しむ環境、そして、それらの成果を生かせる環境が必要です。 このため、町民だれもが豊かに学び、優れた文化に触れ、手軽にスポーツを楽しむ環境の整備・充実を図るとともに、効果的な事業の推進に努めます。	文化、スポーツの重要性を再認識し、豊かに学ぶことの必要性から、事業改善・事業創出を目指す。
○町民だれもが生涯にわたって学習に取り組むことができる環境づくりを推進します。 ○地域に根ざした芸術・文化活動を推進するとともに、優れた芸術・文化に触れる機会を提供します。	○町民だれもが生涯にわたって学び続けることができる環境づくりを推進します。 ○地域に根ざした芸術・文化活動を推進するとともに、優れた芸術・文化に触れる機会を提供します。	
○郷土の歴史を伝える文化財の保護・保存とともに、展示や情報発信に努めます。	○郷土の歴史を伝える文化財の保護・保存とともに、その有効活用に努めます。	保護保存、展示に限らない有効活用の促進
○町民だれもが健康で豊かな生活を営むための生涯スポーツを促進します。	○町民だれもが健康で豊かな生活を営むための生涯スポーツを促進します。	

資料２

コミュニティ・スクールについて

～学校が地域の声を聞く仕組み、地域が学校を応援する仕組み～

教育委員会　指導室

1　はじめに

子どもたちの教育環境を取り巻く状況

急激な少子化　　**グローバル化**　　**情報化**

・児童生徒数の減少…学校の統廃合→地域コミュニティの衰退
・先を見通すことが一層困難
・学校が抱える課題の複雑化、困難化

「地域総がかりで子どもたちを育む
新たな学校と地域の連携・協働の仕組みを！」

地方教育行政の組織及び運営に関する法律
第 47 条の 6
　教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、**学校運営協議会**を置くように努めなければならない。
（平成 29 年 4 月 1 日施行）

2　コミュニティ・スクールとは

地域住民等が学校運営に参画し、学校を応援する仕組み

参画→話し合い（熟議）により地域の子どもたちの課題や目標などを共有し、主体的に学校の教育活動に参加し、アイディア（計画）なども出します。
応援する→教育を学校だけに任せず、学校と地域が一体となり、子どもたちを育てます。
仕組み→地域住民や教職員の代表などを委員とする**学校運営協議会**をつくります。（教育委員会の規則で設置）

「学校と地域が、どんな子どもを育てるかを話し合う機会」

3　コミュニティ・スクールのメリットとは

「PTA は、子どもたちと学校を支える役目を果たしてきたぞ」
「学校評議員制度で評価や意見を得ることができるぞ」
「いわゆる『田舎』は、これまでも地域で学校を支えてきたぞ」

保護者として　学校関係者として　地域の住民として
それぞれの立場で応援してきた

これらの応援団と学校設置者が　組織的に連携することで…

「学校と地域が、どんな子どもを育てるかを話し合う機会」
を置く学校にしていきましょう

＜参考データ①　導入状況＞　参考資料 1

※出典　文部科学省ホームページ　コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）　コミュニティ・スクールの指定状況（平成 28 年 4 月 1 日）より

全国 294 市町村の 2806 校で導入されています
※北海道は…64 校（釧路管内では、釧路市＝阿寒湖小・中、釧路小、中央小、大楽毛小、鳥取小、共栄小で導入されています。）

＜参考データ②　実践状況　登別市（25 年度から開始）の取組から＞

参考資料 2

※出典　2016 全国コミュニティ・スクール推進フォーラム in 由利本荘　登別市の地域とともにある学校づくり　魅力あるコミュニティ・スクールの導入と効果　発表資料より

コミュニティ・スクール導入の効果を３つの観点から整理しています。
①子どもたちにとって
②地域にとって
③学校にとって

＜参考データ③　アンケートの集約状況から＞

※出典　地域とともにある学校づくりの推進に向けて in 厚岸町　～コミュニティ・スクールの意義と取り組み～　発表資料より

北海道コミュニティ・スクールアンケートから

（指定 3 年以上と 3 年未満の学校の比較）

・児童生徒の学習意欲が高まった（48.7%up）
・地域が学校に協力的になった（38.1%up）
・地域の教育力が向上した（35.5%up）
・児童生徒の学力が向上した（28.7%up）
・教職員が子どもと向き合う時間や本来的な業務に費やす時間が増えた（25.2%up）
・保護者や地域からの苦情が減った（28.3%up）

4　コミュニティ・スクールを導入するまでの道筋は

※出典　地域とともにある学校づくり　3 STEP で導入　コミュニティ・スクール　北海道教育庁学校教育局義務教育課子ども地域支援グループ作成リーフレット　より

STEP1　学校運営協議会規則をつくります

↓

STEP2　組織と体制をつくります

↓

STEP3　「熟議（話し合い）により、目標を共有します

関係機関との協議、説明会の実施

学校運営協議会委員の選出・任命、学校運営協議会設置の申請・指定

↓

コミュニティ・スクール開設

コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の指定状況（平成28年4月1日現在）

コミュニティ・スクール指定校数　2,806校（昨年度比417校増）

＜ 46都道府県内、294市区町村で導入 ＞

1　都道府県別指定状況　　※「－」は未導入県

都道府県名	指定校数（A）	内訳						昨年度（B）※昨年度公表データ	昨年度比（A）－（B）	コミュニティ・スクール指定校の割合（小・中・義務教育学校）※2
		幼稚園	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校			
北海道	64	1	41	19	0	3	0	37	27	3.6%
青森県	3	0	2	1	0	0	0	0	3	0.7%
岩手県	11	0	5	5	1	0	0	8	3	2.2%
宮城県	6	0	4	2	0	0	0	4	2	1.0%
秋田県	42	0	27	15	0	0	0	26	16	13.4%
山形県	18	0	14	3	1	0	0	10	8	5.1%
福島県	26	3	16	7	0	0	0	23	3	3.4%
茨城県	3	0	2	1	0	0	0	2	1	0.4%
栃木県	4	0	3	1	0	0	0	4	0	0.7%
群馬県	10	0	7	3	0	0	0	8	2	2.1%
埼玉県	9	0	7	2	0	0	0	3	6	0.7%
千葉県	7	0	2	1	0	4	0	6	1	0.3%
東京都	292	0	195	97	0	0	0	262	30	15.5%
神奈川県	159	1	105	44	1	7	1	141	18	11.9%
新潟県	101	1	69	29	0	0	2	96	5	14.0%
富山県	2	0	1	1	0	0	0	2	0	0.7%
石川県	9	0	6	3	0	0	0	0	9	3.1%
福井県	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0.0%
山梨県	6	0	5	1	0	0	0	5	1	2.3%
長野県	39	0	26	11	1	1	0	23	16	6.9%
岐阜県	105	1	75	28	0	0	1	83	22	18.7%
静岡県	64	6	41	16	0	1	0	41	23	7.5%
愛知県	72	0	52	20	0	0	0	71	1	5.2%
三重県	65	2	43	18	0	2	0	59	6	11.7%
滋賀県	51	1	33	16	0	1	0	48	3	15.4%
京都府	256	12	182	55	0	0	7	252	4	43.4%
大阪府	13	0	13	0	0	0	0	13	0	0.9%
兵庫県	14	0	8	6	0	0	0	12	2	1.3%
奈良県	27	0	19	8	0	0	0	12	15	8.8%
和歌山県	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0.3%
鳥取県	27	0	19	8	0	0	0	7	20	14.5%
島根県	82	27	39	16	0	0	0	80	2	18.4%
岡山県	180	53	87	39	0	1	0	174	6	23.3%
広島県	11	0	8	3	0	0	0	9	2	1.5%
山口県	445	0	295	147	0	3	0	407	38	99.8%
徳島県	14	0	9	5	0	0	0	14	0	5.4%
香川県	4	0	2	2	0	0	0	3	1	1.8%
愛媛県	5	0	4	1	0	0	0	2	3	1.2%
高知県	39	0	21	15	2	1	0	32	7	12.8%
福岡県	138	0	96	42	0	0	0	119	19	12.8%
佐賀県	43	0	27	15	1	0	0	28	15	17.1%
長崎県	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0.2%
熊本県	59	0	33	26	0	0	0	59	0	11.3%
大分県	106	1	65	39	0	1	0	69	37	25.9%
宮崎県	93	0	58	35	0	0	0	93	0	25.3%
鹿児島県	53	0	35	18	0	0	0	13	40	7.1%
沖縄県	27	0	17	10	0	0	0	27	0	6.5%
合計	2806	109	1819	835	7	25	11	2389	417	

※認定こども園については、幼稚園型認定こども園のみ指定数に含む。

※2　母数はH28.4.1調査で各自治体から報告があった学校数

参考資料2

CS導入の効果（子供たちにとって）

子供たちを取り巻く環境の充実

放課後学習の実施

市内全ての小学校で実施（現在は7校）、各学校で10名程度の地域ボランティアを募り、運営している。問題、解答集は教育委員会で作成し、提供している。中学校については、退職教諭の協力のもと実施。

地域見守り隊

市内全ての小学校で実施、町内会を通して地域ボランティアを募り、放課後の下校時間に合わせて通学路の見守りをしていただいている。

地域の先生

総合的な学習の時間や家庭科等の教科、クラブ活動において、地域の先生として協力いただいている。

CS導入の効果（地域にとって）

地域の活性化

合同避難訓練の実施

町内会主催の避難訓練に学校も参加し、合同で行っている。運営協議会に町内会役員も参加していただいている。（地域行事の参加率上昇）

町内会行事への参加

町内会主催のお茶会や町内清掃に児童生徒も参加している。

地域伝統芸能の継承

地域に古くから伝わる伝統芸能は、後継者の人材不足等により休止や存続が危ぶまれている。そこで、児童生徒が授業の一環として取り組み、地域文化を守っている。

CS導入の効果（学校にとって）

学校を守る体制（応援団）

保護者対応

なかなか理解が得られない保護者に対して、セカンドオピニオン的な役割を運営協議会委員に担っていただく。教育委員会は各学校に対して、問題が発生した場合に内容によっては、運営協議会にも相談するよう助言している。

不登校対応（原因が家庭による）

程度にもよるが、例えば、市や児童相談所に相談する段階に至っていないネグレストが疑われる場合には運営協議会委員の方と家庭訪問をする。

また、何らかの障がいが疑われる不登校児に対しては、市教委と連携のもと、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員を活用して保護者に働きかける。

学校関係者評価委員会

内部評価と保護者評価のギャップから、学校に求められていることの多さ、それに対応するための労力などを明らかにすることで、学校の状況を理解していただく。

今後に向けて

より広く深く浸透させる

各学校では、コミュニティ・スクール通信を年間１０回程度、教育委員会でも教育広報を発行し地域に配布している。今後も継続して情報提供をすることで、仕組みを理解していただき、学校の応援団を増やしていく。

各学校で実施している家庭教育学級に教育委員会職員が出向き、地域とともにある学校づくり、地域全体で子供たちを育てていくことの重要性を理解していただく。

学校運営への参画意識を高める

協議会の司会を地域の方、コーディネーターが全て行っているのは小学校で８校中６校、中学校で５校中１校となっている。学校、家庭、地域が対等に意見を出し合い、熟議するためにも学校職員以外が中心となった運営が必要である。

厚岸町学校運営協議会規則（案）

（趣旨）

第１条　この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の６の規定に基づき、厚岸町立学校（以下「学校」という。）における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協議会の目的）

第２条　協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して厚岸町教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民の学校運営への参画の促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等との信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むことを目的として設置する。

（設置）

第３条　教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管する学校ごとに協議会を設置することができる。ただし、教育委員会が２以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、２以上の学校について１つの協議会を置くことができる。

２　教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「コミュニティ・スクール」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

（基本方針の承認）

第４条　コミュニティ・スクールの校長は、次に掲げる学校運営に関する基本的な方針について、毎年度、協議会の承認を得るものとする。

(1)　学校運営計画に関すること。

(2)　教育課程の編成に関すること。

(3)　教育活動における保護者及び地域住民の協力並びに参画に関すること。

(4)　前３号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項に関すること。

２　コミュニティ・スクールの校長は、前項において承認された学校経営の基本的な方針に基づいて学校運営を行うものとする。

（意見の申出）

第５条　協議会は、コミュニティ・スクールの運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を申し出ることができる。

（学校運営に関する評価）

第６条　協議会は、毎年度１回以上、コミュニティ・スクールの運営状況について評価を行うものとする。

（住民参画の促進のための情報提供）

第７条　協議会は、コミュニティ・スクールの運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

２　協議会は、次に掲げる目的を達成するため、コミュニティ・スクールの運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(1) コミュニティ・スクールの運営及び当該学校運営への必要な支援に関し、当該学校に在籍する生徒又は、児童の保護者及びコミュニティ・スクールの所在する地域住民の理解を深めること。

(2) コミュニティ・スクールと前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

（委員）

第８条　協議会の委員は１校につき７人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

(1) コミュニティ・スクールに在籍する児童又は生徒の保護者

(2) コミュニティ・スクールの所在する地域の住民

(3) コミュニティ・スクールの運営に資する活動を行う者

(4) 前３号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

２　教育委員会は、コミュニティ・スクールの校長から申出があったときは、前項の

委員の任命について、当該校長から意見を聴取することができる。

３　委員の辞任等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

４　委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第３条第３項に規定する非常勤の特別職とする。

（守秘義務等）

第９条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

２　前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 協議会及びコミュニティ・スクールの運営に著しい支障をきたす言動を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動その他これらに類する行為

(3) 委員及び協議会の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をすること。

（任期）

第10条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　第８条第３項の規程により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（報酬）

第11条　委員の報酬及び費用弁償については、厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成12年厚岸町条例第37号）の定めるところにより支給する。

２　前項の報酬は、条例別表第１のその他の非常勤の特別職の職員の区分によることとし、その額は、年額9,600円とする。

（委員の解任）

第12条　教育委員会は、委員から辞任の申出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときには、委員を解任することができる。

(1) 第９条の義務に違反したとき。

(2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。

(3) その他、解任に相当する事由が認められるとき。

（会長及び副会長）

第13条　協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

２　会長は、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行うものとする。

（会議）

第14条　会議は、会長が招集する。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

３　議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　議決事項に利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

５　会長は、必要があるときは、コミュニティ・スクールの校長その他の教職員から報告及び説明を求めることができる。

６　会長は、必要があるときは、コミュニティ・スクールの校長と協議の上、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

７　コミュニティ・スクールの校長は、会長と協議の上、会議に職員を出席させ、意見を述べさせることができる。

８　会長は、会議録を作成、保管するとともに、その写しを教育委員会に提出しなければならない。

（会議の公開）

第15条　協議会の会議は、公開とする。ただし、議事の内容に個人情報が含まれる、又は含まれることが想定される場合は、この限りでない。

２　会議を傍聴しようとするものは、あらかじめ会長に申し出なければならない。

３　傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

（研修）

第16条　教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るために必要な研修等を行うものとする。

（適正な運営の確保）

第17条　教育委員会は、協議会の運営状況について的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによってコミュニティ・スクールの運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

（運営等）

第18条　協議会は、法令及び教育委員会が定める規則に反しない限り、協議会の運営に必要な事項を定めることができる。

（事務局）

第19条　協議会の事務局は、コミュニティ・スクールに置く。

（委任）

第20条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

資料３

○　教育用携帯型情報端末導入について

導入の目的	全国的にＩＣＴ（情報通信技術）の情報教育体制の整備・普及が進んでいますが、北海道は、整備等が進んでいない状況にある。釧路管内では、一部の町が校務支援システムを導入したり、電子黒板を全ての学校に整備している状況にある。 本町においては、パソコンや実物投影機など、一定程度の教育環境整備が進められているものの、電子黒板や校務支援システムの導入はされていない。 教育委員会としては、機動力に優れていることから利用方法が幅広く、教育効果が高いとされるタブレット端末の必要性が高いと考え導入に向けて検討している。
現在までの経過	タブレット端末の有効性については、以前から学校現場や教育関係者の間からは声が上がっていたが、各学校へ導入を進めていくには、利用方法と有効性の確認が必要と考え、平成28年度に、太田小学校及び太田中学校へ試験的に導入し検証を進めることとなった。 また、当初、次に導入する予定であった高知小中学校においては、今後の学校の存続が不透明なことから、計画から外したものである。
導入校における検証結果	導入した学校においては、使用方法や有効活用のための方策の協議、校内研修を経て１年間をかけて有効性や問題点の検証を行った。 検証結果としては、 １　小学校及び中学校とも調べ学習の手段としての用途、 ２　映像資料の提示手段としての用途 ３　発表手段としての用途などの有効性が認められる。 また、児童生徒のＩＣＴ機器の活用能力を高められると考えている。（検証結果は別紙１・別紙２）
今後の計画 （要望）	平成31年度に厚岸小学校に導入し、平成32年度は厚岸中学校、その後、真龍小学校、真龍中学校へと順次導入を進めていきたい。 【平成31年度】 ・厚岸小学校［総事業費　25,417千円］ 周辺機器、教師用タブレット１台、児童用タブレット16台 【平成32年度】 ・厚岸中学校［総事業費　20,847千円］ 周辺機器、教師用タブレット１台、生徒用タブレット16台

別紙１

町内２校（太田小学校・太田中学校）におけるタブレット端末導入における検証結果および考察について

教育委員会指導室

	太田小学校（児童用４台、教師用１台） １年７名、２年１名、３年２名、４年４名、５年２名、６年４名、特支４名	太田中学校（生徒用４台、教師用１台） １年３名、２年４名、３年５名、特支２名
タブレット端末をどのように使ったか	国語・写真をタブレットと接続したTV等で映して拡大したりして、作文交流やワークシート交流、観察カード交流を行った。 ・新聞の紙面をタブレットで撮影し，注目したい部分を拡大して表示した。 ・聴くこと・話すことの授業で，お互いが発表する様子を撮り合い，良かったところや改善点を話し合った。	
	社会・タブレットのアプリを活用し、都道府県の位置などの地理を理解した。(都道府県パズル) ・インターネット検索で、調べ学習を行った。 ・児童のノートやワークシートをタブレットのカメラで撮影し、TV等で接続して映し、発表や説明を行った。 ・教科書や資料集、タブレットのインターネット検索で得た資料等をタブレットのカメラに写し、TV等で接続して提示した。	
	算数、数学・タブレットのアプリを活用し、時計の読み方を理解させた。	
	理科・インターネットで検索した視聴覚教材を使用した。 ・児童のノートやワークシートをタブレットのカメラで撮影し、TV等で接続して映し、発表や説明を行った。 ・教科書や資料集、タブレットのインターネット検索で得た資料等をタブレットのカメラに写し、TV等で接続して提示した。 ・タブレットPCのカメラで実験・観察の様子や結果を撮影（静止画）し，記録をとったり気付いたことはタッチペンで書き込んだ。 ・「地球上で最大の○○動物，最小の○○動物は何か？」「最古の○○類は何か？」などの課題を与え，インターネットで調べた。 ・タブレットPCのカメラで物体の運動を撮影（動画）し，動画再生ソフトでコマ送りしながら分析した。	
	生活	
	音楽・自分たちの演奏を録音・録画し，視聴した。	

	図画工作、美術・タブレットで撮影した図工での芸術作品や芸術作品に対する児童の表現を、タブレットと接続したTV等で映し、児童同士の交流を行った。	
	家庭	技術・家庭
	体育、保健体育・インターネットで検索した資料を、タブレットと接続したTV等で映した。 ・タブレットで撮影した体育での児童の運動の様子を、タブレットと接続したTV等で映した。 ・ダンスや短距離走，マット運動などで自分たちの動きを撮影し視聴した。	
	外国語活動	英語　・インターネットに接続し，レベルが選べる英文の空欄補充や並べ替えのサイトを活用した。 ・インターネットに接続し，チーム対戦ができる単語ゲームのサイトを活用した。 ・日本の伝統文化についてインターネットを使って調べたり，それをもとに各自が作った英作文を交流した。
	道徳	
	総合的な学習・表現の単元で、自分たちに適した表現方法を、タブレットのインターネット検索で調べた。 ・インターネット検索で、調べ学習を行った。	
	特別活動・保体委員会の活動で，ラジオ体操の映像をタブレットPCに取り込み，映像を見ながら練習をした。	
	その他　・環境学習としてタブレットPCを臨海実習の場に持ち出し，採取した動物を撮影する。その場で動物名を指導者に尋ね，タッチペンで書き込んだ。	
タブレット端末を用いてどのような効果が得られたか	交流活動 ⑴児童生徒の作品(作文、ワークシート、観察カード、ノート)を、タブレットを使用しTV等で映すことで、以下の効果が期待できる。 ①児童全員が作品に注目することで、児童の関心・意欲をより高めることができる。また、発表者にとっては、資料を基に発表ができるため、発表が容易になり、発表が苦手な児童も発表しようという意欲が沸く。 ②具体物があることで、より児童が思考・判断しやすくなり、授業の質が上がる。また、具体物があることで、自然と感想や質問が沸き起	

	こり、主体的な交流や議論が起きやすくなる。 ③児童は、自分が作成した資料を基に発表することができるため、プレゼンテーションの技能をより高めることができる。タブレットを使用しているため、将来必要なICT技能を身につけることができる。 ④児童全員が作品に注目することで、学習規律が保たれる。 ⑤英語の学習活動で友達の書いた文を見ながら，交流することができた。
	資料提示 ⑵タブレットを使用し、各種資料を提示することで、以下のような効果が期待できる。 ⑵-①タブレットで撮影・作成した教科書や資料集、PowerPointをTV等で映すことで、導入部における前時の復習がより効果のあるものとなる。また、具体的な資料を提示することができるため、教師の説明が容易かつ分かりやすくなり、児童の深い理解とつなげることができる。さらに、児童と一緒に資料の読み取り活動を行うことができ、資料を活用する技能をより高めることができる。加えて、資料を使用しての発問が容易となり、児童のつまずきを減らすことができる。 ⑵-②インターネット検索で得た資料を提示することで、児童の興味・関心や実態にあった資料提示が容易になり、より児童の関心・意欲、深い理解を高めることができる。 ⑵-③授業中タブレット内のWordやExcelを使用し、学習計画や実験計画、実験方法を児童と共に整理・作成することができるようになり、教師と児童が一体になって授業を作り上げることができる場面が増える。また、自分たちが考え作成した資料を使用することで、児童が主役となった授業を行うことができ、意欲的な授業とすることができる。 ⑵-④タブレットで撮影した体育での運動、図工での芸術作品や芸術作品に対する児童の表現をTV等で映すことで、より効果のある児童の振り返りを行うことができる。
	アプリ ⑶児童に興味・関心を持たせることができるため。児童が苦手とする技能、知識・理解の定着が可能となる。 (3)-①実験や観察の様子や結果をタブレットPCで撮影することにより，記録をとる時間を短縮できた。 (3)-②画像にタッチペンで書き込む作業は，間違ったり失敗したりしても，すぐに元に戻せるので，試行錯誤しやすくなった。

	調べ学習 ⑷探究的な学習の際、児童の興味・関心に合わせて調べることが容易になる。また、将来必要な ICT 技能を身につけることができる。 (4)-①インターネットを使って調べることで，教師から一方的に知識を教えられるよりも，主体的に学習に取り組むことができた。 (4)-②個に応じた学習ができ，楽しみながら英語に親しむことができた。 (4)-③個々の進度に合わせて，調べる作業と書く作業が同時にできた。
学習活動をより効果的にするためのインフラ等についての要望	教員がタブレットを使用し教材開発等ができるようにするためにも、ぜひ職員室内の無線 LAN、Wi-Fi を設置してほしい。また、一部教室(体育館等)で無線 LAN が通っていないため使えるようにしてほしい。
	時間短縮や教室環境向上のためにも、タブレットと大型ディスプレイ等(TV・プロジェクター)を無線 LAN で接続することができるようにしてほしい。
	PowerPoint を使用したプレゼンテーションを行いたいため、キーボード付きのタブレットを用意してほしい。また、CPU の高いタブレットや USB や SD が接続することができるタブレットを用意してほしい。
	アプリケーションのインストールや機器のメンテナンス等で時間がかかることがあるため、少し時間がかからないような対応を考えてほしい。
	児童も頻繁に使用するため、フィルタリングやウィルス駆除ソフト等のセキュリティ問題を確認するべきである。
	互換ソフトではなく，純正の Microsoft Office のインストール，及びそれらを活用するためのキーボード，マウス等の接続。
	安定，かつ高速なインターネット回線の確保，及び校内 LAN（無線 LAN を含む）の整備。
検証を行っての意見	検証結果が示す通り、タブレット端末を使用することで、従来の教育活動の効果をより高めることが考えられる。ここに、タブレット端末導入の意義を見いだすことができる。
	タブレット端末に代表される ICT 機器導入の意義としては、タブレット端末を導入することで、児童が将来情報社会で必要とされる資質・能力を養うことができることが挙げられる。今後情報社会で生きていく児童には、情報モラルや情報リテラシー、ICT 機器を有効的に操る能力が必要である。タブレット端末を導入することで、ICT 機器に触れる機会が増え、体験的・経験的に情報モラルや情報リテラシー、ICT 機器を有効的に操る能力を養うことが可能であると言える。
	本校での検証結果と児童が情報社会で生きていくためにも、タブレット端末導入は大変効果のあるものであり、必要な方策であると考える。加えて、複式授業では、より吟味した使い方が必要になると考えられる。

	音楽の授業で和太鼓の練習の様子を録画したが，音が余りにも悪く，割れたり歪んだりしていた。iPad ではそのようなことがなかったので，学校の教育活動に耐えうる，ある程度の性能もった端末を導入してもらいたい。
	ソフトウェアのインストールを学校判断でできるようにしてほしい。
	タブレット PC や無線 LAN の設定変更をある程度，学校判断でできるようにしてほしい。

＜設置者としての考察＞

１　調べ学習の手段として用途

→　インターネットに接続して検索機能を活かして課題解決に向けた資料探しを行っている。このことは、これまで主に図書を用いて行われていた活動であるが、資料探しの選択肢が増えたととらえることができる。

　また、インターネットサイトにある情報は、随時更新されているものも多いため、特に社会科で取り扱う統計資料等においては、最新のデータを得ることができている。

２　映像（静止画・動画）資料の提示手段としての用途

→　社会や理科において実物提示の代わりとして映像を用いた授業を行っている。５年生の社会「自動車工場」では、メーカー各社が学習用動画をホームページ上で提供しており工場訪問することが困難な学校にとって利用価値の高いものとなっている。

　理科では、星の動きや台風の進路について静止画のコマ送りによって対象物の特徴的な動きを視覚的にとらえることに役立っている。

　体育では、タブレット端末の動画撮影機能を用いて鉄棒運動やマット運動、表現運動を撮影してその場で確認することでフォームの修正やグループ内での討議に活かしている。

３　発表手段としての用途

→　各教科および総合的な学習や行事を含む特別活動などにおいて、学習したことを他者に伝える手段の一つとしてタブレット端末にインストールされたプレゼンテーションソフトを用いた発表活動を行っている。

　４人程度のグループ活動における発表では、１台のタブレット端末で情報共有できるが、教室内や体育館などの会場で多数の聴衆を対

象に行う発表場面では、大型テレビやプロジェクターにデータを転送して効果的な発表が行われている。

4　タブレット端末の導入によって期待できる教育効果

→　上記１～３に上げた活動は、「デスクトップ型のパソコン」「デジタルカメラ」「ビデオカメラ」「模造紙やホワイトボード」でも展開可能なものであるが、児童生徒を取り巻く社会環境においてICT機器の活用能力を求められていることから、上記の活動を総合的に取り扱うことができるタブレット端末は、教育活動の様々な場面において有益と考えることができる。

5　タブレット端末の導入に際して考慮を必要とする環境整備

→　検証校から強く要請されたことは、「インターネット回線の増強」である。設置した５台のタブレット端末でインターネットのストリーミング動画をダウンロードしようとすると止まってしまうという状況である。

これは、町内各校にインターネット回線を敷設して以来、容量変更などを行っておらず通信情報量の変化に対応することが困難な状況となっているためと思われる。

また、校舎内において校内無線LANシステムを利用できない場所があることによってタブレット端末の活用に制限があったことも報告されている。

これは、設置当初においては、「一般教室」で活用されることを想定していたため無線LANの中継機設置場所を限定していたためである。

今回の検証結果から、体育館や特別教室での利用も可能となる中継機設置を整備する必要があると考える。

太田小学校タブレット端末使用状況（年間授業時数に対する使用時数）

	1年生		2年生		3年生		4年生		5年生		6年生	
	年間配当時数	使用時数	年間配当時数	使用時数	年間配当時数	使用時数	年間配当時数	使用時数	年間配当時数	使用時数	年間配当時数	使用時数
国語	306	15	315	9	245	6	245	11	175	17	175	14
社会					70	18	90	19	100	69	105	55
算数	136	3	175	0	175	0	175	0	175	0	175	0
理科					90	6	105	4	105	31	105	12
生活	102	20	105	20								
音楽	68	0	70	0	60	0	60	0	50	5	50	5
図工	68	0	70	0	60	5	60	5	50	5	50	5
家庭									60	0	60	0
体育	102	10	105	10	105	14	105	14	90	10	90	10
道徳	34	0	35	0	35	0	35	0	35	0	35	0
外国語									35	0	35	0
総合					70	8	70	8	70	12	70	10
	816	48	875	39	980	57	1015	61	1015	149	1020	111
		5.80%		4.45%		5.81%		6.00%		14.60%		10.80%

太田中学校タブレット端末使用状況（年間授業時数に対する使用時数）

	1年生		2年生		3年生	
	年間配当時数	使用時数	年間配当時数	使用時数	年間配当時数	使用時数
国語	140	14	140	11	105	12
社会	105	10	105	6	140	6
数学	140	0	105	0	140	0
理科	105	14	140	20	140	19
音楽	45	6	35	8	35	3
美術	45	0	35	0	35	0
技術家庭	70	6	70	6	35	4
保健体育	105	20	105	20	105	20
道徳	35	1	35	1	35	1
外国語	140	1	140	1	140	1
総合	50	0	70	0	70	0
	980	72	980	73	980	66
		7.30%		7.40%		6.70%

＜備考＞

・太田小学校は、複式学級編成をしているため、「音楽」「図工」「家庭」「体育」については、『AB年度方式』による教育課程編成を行っている。

・太田中学校は、1・2年生複式学級編成をしているため「美術」「技術家庭」「道徳」において『異単元同内容』による授業を実施している。

「保健体育」については、一部で3年生も含めた授業形態で実施している。

資料４

○　学校図書館活用について

学校図書館の活用方法	厚岸町では、学校教育において、児童生徒の「学力の向上」「体力の向上」「生活習慣の改善」を柱にすえ、学校と一体となった取組を進めている。 本町の児童生徒の学力は、基礎学力の向上の成果が見られている反面、読解力や表現力が課題としてあげられており、豊かな言語環境の整備が不可欠と考える。 そこで、学校司書を配置し図書館の電算化を進め、情報館と学校図書のネットワーク化を図ることにより、多くの児童生徒が利用しやすく充実した学校図書館としたい。
学校図書館及び児童生徒の現状	学校では、12学級以上で司書教諭が配置され、司書教諭未配置の学校でも図書担当として教諭に役割分担されるが、いずれ場合も図書業務が専任ではないため、十分にその役割を果たすことができない。 平成28年４月１日現在で､公立学校の学校司書の配置状況は､全国平均が小学校が59.3%、中学校が57.3%となっており、北海道では、小学校が14.2%中学校が14.9%となっている。 過去の全国学力学習状況調査においても、厚岸町の子供達の課題として浮かび上がってくるのが、文章を読む力さらには表現する力が挙げられる。この原因としては、普段から読書に親しみ、本を読む習慣がないことが原因と考えられる。
学校司書の役割	・教師の授業づくりのための選書や資料収集 ・学校図書の発注・受入、図書館の運営整備 ・読書指導や読み聞かせ・ブックトーク ・情報館や他校との連携業務　　他
今後の計画 （要望）	厚岸小学校、厚岸中学校、真龍小学校、真龍中学校の４校に情報館と学校図書館のネットワーク化を構築し、そのうちの２校に学校司書を配置する要望であるが、電算化の前に１校に学校司書を配置したい。 【平成30年度】 ・１校に学校司書を配置 【平成31年度】 ・４校の学校図書館への基本システムの導入費 ［総事業費　5,188千円］ 【平成32年度】 ・貸出用パソコン等導入費 ［総事業費　2,136千円］